

平成 23 年 7 月 22 日

介護職員等によるたんの吸引等の実施の
ための制度の在り方に関する検討会
座長 大島 伸一 様

意見書

介護職員等によるたんの吸引等の安全な実施体制整備に向けて

介護職員等によるたんの吸引等の実施の
ための制度の在り方に関する検討会 委員
(公益社団法人 日本看護協会 常任理事)
齋藤 訓子

介護職員等によるたんの吸引等の実施にあたり、最優先に配慮すべきは在宅や施設におけるサービス利用者の安全性を担保することです。たんの吸引等に携わる介護職・医療職個人の努力に負う安全管理ではなく、実施機関あるいは連携する事業者間で医療安全の意識を高め、積極的に連携・協働する体制整備が求められます。

上記の観点にもとづき、実施機関の登録要件として省令等に明記すべき事項および研修機関・実施機関への支援体制について、下記の通り意見書を提出いたします。

1. 対象者の状態を医師・看護師が定期的に確認する仕組みについて

介護職員と看護職員が連携してたんの吸引等を実施する前段階として、その対象者に対して介護職員による実施が可能かどうか、医師や看護師が状態をみて判断するというプロセスが不可欠である。特に在宅領域においては、訪問介護事業所が在宅医療機関や訪問看護事業所と逐次連携し、対象者の状態について医師や訪問看護師が定期的に確認する仕組みを整備すべきである。

2. たんの吸引等の実施状況の都道府県による定期的な確認・評価について

施設や事業所に対して指導監督責任を負う都道府県が、定期的にたんの吸引等の実施状況を検証・評価し、不適切な事業所は登録取り消しとするなどの安全担保措置について登録要件に明記すべきである。

3. 安全管理体制に関する研修受講について

たんの吸引等の実施に関する研修とは別に、施設や事業所としての安全管理体制を確立するための職員研修実施も登録要件とするべきである。医療安全の基礎知識やヒヤリハット、緊急時の対応などについての職員研修を、たんの吸引等を実施する介護職員に限らず、職員全体に実施することが必要である。

なお、たんの吸引等の実施に関する研修が適切に行われるために、実技研修用のシミュレーター等、高額な物品については過度な負担なく必要十分数を備えられるよう、国からの補助金による支援が必要である。